

**習志野市教育委員会会議録**  
**(平成29年第1回臨時会)**

- 1 期 日 平成28年3月21日(火)  
教育委員会1階大会議室  
開会時刻 午後1時30分  
閉会時刻 午後2時00分
- 2 出席委員 委 員 長 梓 澤 キヨ子  
委 員 原 田 孝  
委 員 植 松 榮 人
- 3 出席職員 学校教育部長 櫻 井 健 之  
生涯学習部長 井 澤 修 美  
学校教育部参事 竹 田 佳 司  
学校教育部次長 小 熊 隆  
生涯学習部次長 斉 藤 勝 雄  
学校教育部副参事 小 澤 由 香  
教育総務課長 小野寺 良 夫  
社会教育課長 佐々木 博 文

## 4 議題

### 第1 報告事項

- (1) 臨時代理の報告について  
(習志野市教育委員会事務局の位置を定める規則の一部を改正する規則の制定について)
- (2) 臨時代理の報告について  
(習志野市立小学校、中学校の校長及び教頭の人事異動に係る内申について)
- (3) 臨時代理の報告について  
(習志野市教育委員会6級以上の職員(教員に係る者)並びに5級の指導主事及び管理主事(幼稚園に係る者を除く)の任免について)
- (4) 臨時代理の報告について  
(習志野市教育委員会6級以上の職員(幼稚園に係る者)並びに習志野市立幼稚園の園長及び教頭の任免について)

### 第2 議決事項

- 議案第5号 習志野市教育委員会6級以上の職員並びに5級の指導主事及び管理主事等(幼稚園に係る者を除く)の任免について
- 議案第6号 習志野市教育委員会公印規則及び習志野市生涯学習地区センター管理規則の一部を改正する規則の制定について

## 5 会議内容

梓澤委員長が

平成29年習志野市教育委員会第1回臨時会の開会を宣言

梓澤委員長が

「議案第6号 習志野市教育委員会公印規則及び習志野市生涯学習地区センター管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議事に追加することについて諮り、全員異議なし提案どおり決定された。

梓澤委員長が

会議規則第15条の規定により、報告事項(2)ないし報告事項(4)及び議案第5号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

### 報告事項(1) 臨時代理の報告について

(習志野市教育委員会事務局の位置を定める規則の一部を改正する規則の制定について)

(教育総務課)

小野寺教育総務課長

報告事項(1)は、平成29年度 習志野市教育委員会事務局の位置を定める規則の一部を改正する規則の制定について、教育委員会会議に付す暇がなかったことから教育長により臨時代理したので、報告するものである。これは、習志野市役所の位置について、「習志野市鷺沼2丁1番1号」とし、その施行期日を「習志野市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の施行

期日を定める規則の制定が平成29年2月20日に公布されたことに伴い、教育委員会事務局の位置を定める規則を一部改正したものである。

その内容は、新旧対照表に記載のとおり、習志野市教育委員会事務局の位置を、習志野市鷺沼2丁目1番10号から習志野市鷺沼2丁目1番1号とし、施行日を平成29年5月1日としようとするものである。なお、施行日を平成29年5月1日とすることは、新庁舎建設工事の工事請負契約上の引渡期限が平成29年4月30日であり、市長事務部局による市役所の位置の変更日とあわせたものである、と概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、報告事項(1)は了承された。

#### **議案第6号 習志野市教育委員会公印規則及び習志野市生涯学習地区センター管理規則の一部を改正する規則の制定について** (社会教育課)

佐々木社会教育課長

本改正は、平成29年4月1日から、生涯学習地区センターゆうゆう館の管理運営が市直営になることに伴い、館長を置き、公印を追加するためのものである。

まず、公印規則の一部改正について、別表第2号の表に「ゆうゆう館印」と「ゆうゆう館長の印」を加えるよう改正する。さらに、別表第2第2号の表に「ゆうゆう館印」と「ゆうゆう館長の印」の印影を加えるよう改正する。

次に生涯学習地区センター管理規則の一部改正については、第1条の次に第2条として、生涯学習地区センターに館長を置くこと及び館長の職務を新設し加えるというものである。このために、第5条を第6条とし、第4条中第2条第1項を第3条第1項に、第2条第3項を第3条第3項に改め、同条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条を第3条とする。また、別記様式についても、それぞれの条を1条ずつずらすよう改正し、平成29年4月1日から施行するものである、と概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第5号は全員賛成で原案のとおり可決された。

<報告事項(2)ないし報告事項(4)及び議案第5号については非公開>

#### **報告事項(2) 臨時代理の報告について**

(習志野市立小学校、中学校の校長及び教頭の人事異動に係る内申について)

(学校教育課)

小熊学校教育部次長

臨時代理の報告について(習志野市立小学校、中学校の校長及び教頭の人事異動に係る内申について)、概要を説明

報告事項(2)は了承された。

#### **報告事項(3) 臨時代理の報告について**

**(習志野市教育委員会6級以上の職員(教員に係る者)並びに5級の指導主事及び管理主事(幼稚園に係る者を除く)の任免について)** (学校教育課)

小熊学校教育部次長

臨時代理の報告について(習志野市教育委員会6級以上の職員(教員に係る者)並びに5級の指導主事及び管理主事(幼稚園に係る者を除く)の任免について)、概要を説明

報告事項(3)は了承された。

**報告事項(4) 臨時代理の報告について**

**(習志野市教育委員会6級以上の職員(幼稚園に係る者)並びに習志野市立幼稚園の園長及び教頭の任免について)** (学校教育課)

小澤学校教育部副参事

臨時代理の報告について(習志野市教育委員会6級以上の職員(幼稚園に係る者)並びに習志野市立幼稚園の園長及び教頭の任免について)、概要を説明

報告事項(4)は了承された。

**議案第5号 習志野市教育委員会6級以上の職員並びに5級の指導主事及び管理主事等(幼稚園に係る者を除く)の任免について** (教育総務課)

小熊学校教育部次長

習志野市教育委員会6級以上の職員並びに5級の指導主事及び管理主事等(幼稚園に係る者を除く)の任免について、概要を説明

採決の結果、議案第5号は原案どおり可決された。

梓澤委員長が

平成29年習志野市教育委員会第1回臨時会の閉会を宣言